

議 案 目 次

- 第 9 3 号議案 教育委員会の委員の任命について
- 第 9 4 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第 9 5 号議案 令和 5 年度長崎市一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 9 6 号議案 令和 5 年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 7 号議案 令和 5 年度長崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 8 号議案 令和 4 年度長崎市水道事業会計決算
- 第 9 9 号議案 令和 4 年度長崎市下水道事業会計決算
- 第 1 0 0 号議案 長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 1 0 1 号議案 長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 第 1 0 2 号議案 長崎市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 1 0 3 号議案 長崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 第 1 0 4 号議案 長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 第 1 0 5 号議案 長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 1 0 6 号議案 長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

- 第 1 0 7 号議案 長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 1 0 8 号議案 長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
- 第 1 0 9 号議案 長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 1 1 0 号議案 長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 1 1 1 号議案 長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 1 1 2 号議案 長崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 1 1 3 号議案 長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 1 1 4 号議案 長崎市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 1 1 5 号議案 長崎市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 1 1 6 号議案 長崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 第 1 1 7 号議案 長崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 第 1 1 8 号議案 長崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 1 1 9 号議案 長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営

- に関する基準等を定める条例
- 第 1 2 0 号議案 長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- 第 1 2 1 号議案 長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 第 1 2 2 号議案 長崎市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準等を定める条例
- 第 1 2 3 号議案 長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- 第 1 2 4 号議案 長崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- 第 1 2 5 号議案 長崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- 第 1 2 6 号議案 長崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例
- 第 1 2 7 号議案 長崎市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 第 1 2 8 号議案 長崎市保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 第 1 2 9 号議案 災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 3 0 号議案 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

- 第 1 3 1 号議案 長崎市手数料条例の一部を改正する条例
- 第 1 3 2 号議案 長崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 第 1 3 3 号議案 長崎市空家等対策の推進に関する条例及び長崎市老朽危険空家等を除却した土地に係る納税義務者の固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 3 4 号議案 長崎市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第 1 3 5 号議案 財産の取得について
- 第 1 3 6 号議案 工事の請負契約の締結について
- 第 1 3 7 号議案 工事の請負契約の締結について
- 第 1 3 8 号議案 工事の請負契約の締結について
- 第 1 3 9 号議案 工事の請負契約の一部変更について
- 第 1 4 0 号議案 (仮称)長崎市中部学校給食センター整備運営事業に係る契約の締結について
- 第 2 4 号報告 令和 4 年度長崎市一般会計継続費精算報告書
- 第 2 5 号報告 令和 4 年度長崎市水道事業会計継続費精算報告書
- 第 2 6 号報告 令和 4 年度長崎市下水道事業会計継続費精算報告書
- 第 2 7 号報告 専決処分の報告について
- 第 2 8 号報告 専決処分の報告について
- 第 2 9 号報告 専決処分の報告について
- 第 3 0 号報告 専決処分の報告について

(備考)

第 9 3 号議案及び第 9 4 号議案 発送遅延

第 9 5 号議案から第 9 9 号議案まで及び第 2 4 号報告から第 2 6 号報告まで 別冊

第100号議案

長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例

長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成25年長崎市条例第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、本市における障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号。以下「省令」という。)の定めるところによる。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 次条に定めるもののほか、法第80条第1項の規定により条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準(省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

(暴力団員等の排除)

第4条 療養介護事業者(その者が法人であるときは、その役員をいう。以下同じ。)及び療養介護事業所の管理者は、長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力

団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

2 療養介護事業者は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。

- (1) 生活介護の事業
- (2) 自立訓練（機能訓練）の事業
- (3) 自立訓練（生活訓練）の事業
- (4) 就労移行支援の事業
- (5) 就労継続支援A型の事業
- (6) 就労継続支援B型の事業

（委任）

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準に係る条例の規定形式を見直したいので、この条例案を提出する。

第 1 0 1 号議案

長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 5 年長崎市条例第 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 3 0 条第 1 項第 2 号イ、第 3 6 条第 3 項第 1 号、第 4 1 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 4 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市における指定障害福祉サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 1 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

（申請者の要件）

第 3 条 法第 3 6 条第 3 項第 1 号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあっては、当該法人及び法

人でない者であって暴力団員等でないものとする。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 次条及び第6条に定めるもののほか、法第30条第1項第2号イ、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準(省令第206条の8第2項に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省令第93条の5	第93条	第84条、第91条及び第93条
	準用する	準用する。この場合において、第77条中「、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜」とあるのは、「その他の便宜」とする
省令第162条の4	第92条まで	第90条まで、第92条
	第162条	第161条及び第162条
省令第171条の4	第92条まで	第90条まで、第92条
	第160条、第161条	第160条
省令第210条	ならない	ならない。ただし、市長

第 1 項		<p>が特に必要があると認めるときは、指定共同生活援助に係る共同生活住居は、当該地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地内にある独立した建物とすることができる</p>
<p>省令第 2 1 3 条 の 6 第 1 項</p>	<p>ならない</p>	<p>ならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、当該地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地内にある独立した建物とすることができる</p>

(暴力団員等の排除)

第 5 条 指定居宅介護事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、長崎市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前 2 項の規定は、次に掲げる事業について準用する。

(1) 重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業

(2) 共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業

- (3) 基準該当居宅介護の事業
- (4) 重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業
- (5) 指定療養介護の事業
- (6) 指定生活介護の事業
- (7) 共生型生活介護の事業
- (8) 指定短期入所の事業
- (9) 共生型短期入所の事業
- (10) 指定重度障害者等包括支援の事業
- (11) 指定自立訓練（機能訓練）の事業
- (12) 共生型自立訓練（機能訓練）の事業
- (13) 指定自立訓練（生活訓練）の事業
- (14) 共生型自立訓練（生活訓練）の事業
- (15) 指定就労移行支援の事業
- (16) 指定就労継続支援 A 型の事業
- (17) 指定就労継続支援 B 型の事業
- (18) 基準該当就労継続支援 B 型の事業
- (19) 指定就労定着支援の事業
- (20) 指定自立生活援助の事業
- (21) 指定共同生活援助の事業
- (22) 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業
- (23) 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業
- (24) 特定基準該当障害福祉サービスの事業
（職場への定着のための支援等の実施）

第 6 条 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して、次の各号に定める

期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより、省令第206条の8第1項の支援を提供しなければならない。

(1) 就労定着支援の提供を開始した日から1月以内 次のとおりとする。

ア 1回以上、当該利用者に対して対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1回以上、当該利用者に対して電話等により行うよう努めること。

イ 1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めるとともに、1回以上、当該事業主に対し電話等により当該利用者の職場での状況を把握するよう努めること。

(2) 前号の期間以外の期間 1月に1回以上、当該利用者に対して対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めること。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に係る条例の規定形式を見直したい。
- 2 共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業の連絡調整に対する協力に係る基準等を見直したい。

第 1 0 2 号議案

長崎市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

長崎市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 5 年長崎市条例第 9 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 8 4 条第 1 項の規定に基づき、本市における障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 7 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

（障害者支援施設の設備及び運営に関する基準）

第 3 条 次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第 8 4 条第 1 項の規定により条例で定める障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令第 1 0 条第 2 項第 6 号に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

（暴力団員等の排除）

第 4 条 障害者支援施設の設置者（その者が法人であるときは、その役員）及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

2 障害者支援施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利用することのないようにしなければならない。

(便所の基準)

第5条 障害者支援施設の便所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室のある階ごとに設けること。
- (2) 利用者の特性に応じたものであること。
- (3) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(歯科検診)

第6条 障害者支援施設は、施設入所支援の利用者について、毎年定期的に歯科検診を行うよう努めなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する障害者支援施設のうち平成25年4月1日前から引き続き存するものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第5条第3号に規定するブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準に係る条例の規定形式を見直したいので、この条例案を提出する。

第 1 0 3 号議案

長崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

長崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 5 年長崎市条例第 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 3 8 条第 3 項において準用する第 3 6 条第 3 項第 1 号並びに第 4 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市における指定障害者支援施設の指定に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 2 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

（申請者の要件）

第 3 条 法第 3 8 条第 3 項において準用する法第 3 6 条第 3 項第 1 号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない法人とする。

（指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準）

第 4 条 次条から第 7 条までに定めるもののほか、法第 4 4 条第 1 項及び

第2項の規定により条例で定める指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令第6条第2項第6号に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

（暴力団員等の排除）

第5条 指定障害者支援施設の管理者は、暴力団員等であってはならない。

2 指定障害者支援施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

（便所の基準）

第6条 指定障害者支援施設の便所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室のある階ごとに設けること。
- (2) 利用者の特性に応じたものであること。
- (3) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

（歯科検診）

第7条 指定障害者支援施設は、施設入所支援の利用者について、毎年定期に歯科検診を行うよう努めなければならない。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する指定障害者支援施設のうち平成25年4月1日前から引き続き存するものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物（同日において基本的な設備が完成

していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第6条第3号に規定するブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等に係る条例の規定形式を見直したいので、この条例案を提出する。

第104号議案

長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年長崎市条例第80号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

（申請者の要件）

第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない法人とする。

（指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第21条の5の4第

1 項第 2 号、第 21 条の 5 の 17 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 21 条の 5 の 19 第 1 項及び第 2 項の規定により条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

（暴力団員等の排除）

第 5 条 指定児童発達支援事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、長崎市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前 2 項の規定は、次に掲げる事業について準用する。

- (1) 共生型児童発達支援の事業
- (2) 基準該当児童発達支援の事業
- (3) 指定医療型児童発達支援の事業
- (4) 指定放課後等デイサービスの事業
- (5) 共生型放課後等デイサービスの事業
- (6) 基準該当放課後等デイサービスの事業
- (7) 指定居宅訪問型児童発達支援の事業
- (8) 指定保育所等訪問支援の事業

（地産地消）

第 6 条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）における障害児への食事の提供に当たっては、地域で生産された農林水産物及びこれらを地域で加工した食品を積極的に利用するよう努めるものとする。

2 前項の規定は、前条第 3 項第 1 号及び第 3 号の事業について準用する。

(服薬管理)

第7条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して服薬の管理を行う場合は、服薬の管理に関する手引書を作成しなければならない。

2 前項の規定は、第5条第3項各号(第7号及び第8号を除く。)に掲げる事業について準用する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に係る条例の規定形式を見直したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 0 5 号議案

長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年長崎市条例第 4 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 4 5 条第 1 項の規定に基づき、本市における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号。以下「府令」という。）の定めるところによる。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

第 3 条 次条から第 8 条までに定めるもののほか、法第 4 5 条第 1 項の規定により条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、府令に定める基準（府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

府令第 6 条第 2 項	前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月 1 回は、これを	児童福祉施設（助産施設を除く。）は、非常災害に対する避難訓練及び消火訓練を、少なくとも毎月 1 回
--------------	---	---

府令第12条 第1項	児童厚生施設及び児童家庭 支援センターを除く。第4 項を除き、	助産施設を除く。
府令第12条 第3項	助産の実施、母子保護	母子保護
府令第12条 第4項	につき、綿密な注意を払わ なければ	について綿密な注意を払う とともに、当該調理する者 に対し毎月1回以上の検便 を行わなければ

(暴力団員等の排除)

第4条 児童福祉施設の設置者（その者が法人であるときは、その役員）
及び児童福祉施設の長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条
令第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴
力団員等」という。）であってはならない。

2 児童福祉施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力
団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

(配偶者からの暴力等による被害者への支援)

第5条 母子生活支援施設の長は、配偶者からの暴力を受けたこと等の理
由により入所した母子の安全確保のための必要な措置を講ずるよう努め
なければならない。

2 母子生活支援施設の長は、前項の母子に対し適切な支援を行うよう努
めなければならない。

(嘱託歯科医)

第6条 府令第33条第1項に規定するもののほか、保育所は、嘱託歯科

医を置くよう努めなければならない。

（保護者への説明）

第7条 保育所の長は、入所した乳幼児の保護者に対し、当該保育所の保育方針について説明しなければならない。

（小学校との連携）

第8条 保育所の長は、小学校と連携し、入所している児童の発達及び学びの連続性を確保するよう努めなければならない。

（委任）

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に係る条例の規定形式を見直したいので、この条例案を提出する。

第106号議案

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年長崎市条例第39号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、本市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）の定めるところによる。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第3条 次条及び第5条に定めるもののほか、法第34条第2項及び第46条第2項の規定により条例で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、府令に定める基準（府令第13条第4項に規定する基準を除き、府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

府令第5条	第13条	第13条（第4項を除く。）の規定及び長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和5年長崎市条例第 号。以下「条例」という。）第5条
府令第13条 第5項	前4項	第1項から第3項まで及び条例第5条
府令第13条 第6項	第4項	条例第5条
府令第13条 第6項ただし 書	第4項	同条
府令第20条 第5号	第13条	第13条（第4項を除く。）の規定及び条例第5条
府令第35条 第3項	及び第7条第2項	、第7条第2項及び第13条第4項
	）の規定	）の規定及び条例第5条の規定
	同条第4項第3号ロ(1)	条例第5条第3号イ(7)
	同号ロ(2)	同イ(イ)
	含む。	含む。）」と、同号ウ中「

		満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども」とあるのは「満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。
府令第 3 6 条 第 3 項	及び第 7 条第 2 項	、第 7 条第 2 項及び第 1 3 条第 4 項
) の規定) の規定及び条例第 5 条の規定
	同条第 4 項第 3 号ロ(1)	条例第 5 条第 3 号イ(7)
	同号ロ(2)	同イ(イ)
	除く。	除く。）」と、同号ウ中「満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども」とあるのは「満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。
府令第 5 1 条 第 3 項及び第 5 2 条第 3 項	第 1 3 条第 4 項第 3 号イ 又はロ	条例第 5 条第 3 号ア、イ又はウ

(暴力団員等の排除)

第 4 条 特定教育・保育施設の設置者の役員及び管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならな

い。

2 特定教育・保育施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。

(利用者負担額等の受領)

第5条 特定教育・保育施設は、府令第13条第1項から第3項までの支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。

イ(イ)において同じ。） 57,700円（特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもの中

ち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(7) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 負担額算定基準子どもであって、かつ、次のいずれにも該当する第3子以降の特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）である満3歳以上教育・保育給付認定子どもに対する副食の提供（ア又はイに該当するものを除く。）

(7) 教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が97,000円未満であること。

(イ) 特定被監護者等が同一の世帯に3人以上いること。

エ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要

とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担
させることが適当と認められるもの

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、特定教育
・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に係る条例の規定
形式を見直したいので、この条例案を提出する。

第107号議案

長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営
に関する基準を定める条例

長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長崎市条例第40号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）

）第13条第1項の規定に基づき、本市における幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準）

第3条 次条及び第5条に定めるもののほか、法第13条第1項の規定により条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「命令」という。）に定める基準（命令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、命令第4条第2項中「35人」とあるのは「30人」と、命令第13条中「第36条の規定」とあるのは「第36条の規定並びに長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条

例（令和 5 年長崎市条例第 〇 号）第 4 条の規定」とする。

（暴力団員等の排除）

第 4 条 幼保連携型認定こども園の設置者の役員及び園長は、長崎市暴力団排除条例（平成 24 年長崎市条例第 59 号）第 12 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

2 幼保連携型認定こども園は、長崎市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

（小学校との連携）

第 5 条 幼保連携型認定こども園の園長は、小学校と連携し、園児の発達及び学びの連続性を確保するよう努めなければならない。

（委任）

第 6 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準に係る条例の規定形式を見直したいので、この条例案を提出する。

第 1 0 8 号議案

長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 3 0 年長崎市条例第 5 0 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、本市における幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下単に「認定こども園」という。）の認定の要件を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

（認定こども園の認定の要件）

第 3 条 次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第 3 条第 1 項及び第 3 項の規定により条例で定める認定こども園の認定の要件は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号。以下「告示」という。）に定める要件（告示第 4 の 1 及び第 8 に規定する要件を除き、告示の改正に際し定められた経過措置に規定する要件を含む。）とする。

2 前項の場合において、告示第 2 の 2 中「3 5 人」とあるのは「3 0 人」と、告示第 3 の 2 中「を併有する者であることが望ましいが、幼稚園

の教員免許状及び保育士の資格を併有しない場合においては、そのいずれかを有する者でなければならない」とあるのは「のいずれも有する者でなければならない。ただし、市長が別に定める要件に適合する者は、この限りでない」とする。

（暴力団員等の排除）

第4条 認定こども園の設置者の役員及び認定こども園の長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

2 認定こども園は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

（施設設備）

第5条 法第3条第3項の幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）を同一の敷地又は隣接する敷地内に設置しなければならない。ただし、当該建物等を同一の敷地又は隣接する敷地内に設置することが困難な場合であって、市長が別に定める要件を満たすときは、この限りでない。

（管理運営等）

第6条 認定こども園の管理運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 認定こども園の長は、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行うこと。
- (2) 安定的かつ継続的な運営を確保すること。
- (3) 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育時間は、原則として、1日につき8時間以上11時間以下として、認定こども園の長により、

子どもの保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し定められていること。

- (4) 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められていること。
- (5) 子どもの年齢構成、障害のある子どもへの対応等を考慮し、必要に応じ、適切な人員を配置する等、適切な管理運営を行うこと。
- (6) 保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、十分な情報開示を行うこと。
- (7) 耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えること。
- (8) 認定こども園において、子どもに負傷その他の事故が発生した場合の補償を円滑に行うことができる体制が整備されていること。
- (9) 苦情解決の仕組みを整えるとともに、自ら又は外部の者による評価を行い、その結果の公表、活用等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。
- (10) 特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、本市との連携を図り、その受入れに適切に配慮すること。
- (11) 認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。
- (12) 本市及び教育委員会と十分な連携を図ること。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

本市独自の要件の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に係る条例の規定形式を見直したいので、この条例案を提出する。

第 1 0 9 号議案

長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年長崎市条例第 4 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、本市における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）

第 3 条 次条及び第 5 条に定めるもののほか、法第 3 4 条の 8 の 2 第 1 項の規定により条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、省令第 6 条第 1 項中「訓練」とあるのは「訓練（次項に規定するものを除く。）」と、同条第 2 項中「前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを」とあるのは「放課後児童健全育成事業者は、非常災害に対する避難訓練及び消火訓練を、少なくとも毎年 3 回以上」とする。

（暴力団員等の排除）

第4条 放課後児童健全育成事業者（その者が法人であるときは、その役員）は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

2 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

（職員）

第5条 省令第10条第3項の規定にかかわらず、新たに職員として放課後児童健全育成事業者に雇用された同項各号のいずれかに該当する者であって、当該放課後児童健全育成事業者と雇用契約を締結した日後初めて長崎県知事が行う研修の日までに同項に規定する研修を修了することを予定しているものにあつては、当該雇用契約を締結した日から当該研修を修了する日までの間は、同項の規定による研修を修了した者とみなす。

（委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、放課後児

童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る条例の規定形式を見直したいので、この条例案を提出する。

第 1 1 0 号議案

長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年長崎市条例第 4 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、本市における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号。以下「府令」という。）の定めるところによる。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第 3 条 次条から第 7 条までに定めるもののほか、法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定により条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、府令に定める基準（府令第 8 条に規定する基準を除き、府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、府令第 1 7 条第 4 項中「につき、綿密な注意を払わなければ」とあるのは「について綿密な注意を払うとともに、当該調理する者に対し毎月 1 回以上の検便を行わなければ」と、府令第 4 3 条第 5 号中「、調理室」とあるのは「、医務室、調理室」とする。

（暴力団員等の排除）

第 4 条 家庭的保育事業者（その者が法人であるときは、その役員）及び家庭的保育事業の管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市

条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。

2 家庭的保育事業の実施に当たっては、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。

- (1) 小規模保育事業A型
- (2) 小規模保育事業B型
- (3) 小規模保育事業C型
- (4) 居宅訪問型保育事業
- (5) 保育所型事業所内保育事業
- (6) 小規模型事業所内保育事業
(職員の一般的要件)

第5条 家庭的保育事業所等の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者でなければならない。

2 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(嘱託歯科医)

第6条 府令第23条第1項に規定するもののほか、家庭的保育事業を行う場所には、嘱託歯科医を置くよう努めなければならない。

2 前項の規定は、第4条第3項各号(第4号を除く。)に掲げる事業について準用する。

(保護者への説明)

第7条 家庭的保育事業者は、保育する乳幼児の保護者に対し、当該家庭

的保育事業者の保育方針について説明しなければならない。

2 前項の規定は、第4条第3項各号に掲げる事業について準用する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る条例の規定形式を見直したいので、この条例案を提出する。

第 1 1 1 号議案

長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年長崎市条例第 45 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、本市における養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第 2 条 次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第 17 条第 1 項の規定により条例で定める養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号。以下「省令」という。）に定める基準（省令第 11 条第 5 項に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、省令第 21 条第 2 項中「規定」とあるのは、「規定並びに長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 5 年長崎市条例第 号）第 3 条の規定」とする。

（暴力団員等の排除）

第 3 条 養護老人ホームの設置者の役員及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成 24 年長崎市条例第 59 号）第 12 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

2 養護老人ホームは、長崎市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

(設備の基準)

第4条 省令第11条各項(第5項を除く。)に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
- (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(身体的拘束等の報告)

第5条 省令第16条第5項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

(地域との交流行事)

第6条 養護老人ホームは、省令第18条第8項に定めるもののほか、地域との交流行事を行うよう努めなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に係る条例の規定形式を見直したいの

と、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 1 2 号議案

長崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 例

長崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年長崎市条例第 4 6 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号。以下「法」という。）第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、本市における特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 4 6 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第 3 条 次条及び第 5 条に定めるもののほか、法第 1 7 条第 1 項の規定により条例で定める特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、省令第 1 1 条第 4 項第 1 号イただし書及び第 5 5 条第 4 項第 1 号イただし書中「、2 人」とあるのは「2 人と、入所者のプライバシーに配慮していると認められる場合は 2 人以上 4 人以下」と、省令第 2 3 条第 2 項中「規定」とあるのは「規定並びに長崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 5 年長崎市条例第 号）第 4 条の規定」とする。

(暴力団員等の排除)

第4条 特別養護老人ホームの設置者の役員及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

2 特別養護老人ホームは、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる施設について準用する。

- (1) ユニット型特別養護老人ホーム
- (2) 地域密着型特別養護老人ホーム
- (3) ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム

(身体的拘束等の報告)

第5条 省令第15条第5項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

2 前項の規定は、前条第3項各号に掲げる施設について準用する。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、特別養護

老人ホームの設備及び運営に関する基準に係る条例の規定形式を見直したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 1 3 号議案

長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年長崎市条例第 4 7 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号。以下「法」という。）第 6 5 条第 1 項の規定に基づき、本市における軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 2 0 年厚生労働省令第 1 0 7 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第 3 条 次条及び第 5 条に定めるもののほか、法第 6 5 条第 1 項の規定により条例で定める軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、省令第 1 9 条第 6 項中「レクリエーション行事を実施する」とあるのは「入所者のためのレクリエーション行事その他地域との交流行事を行う」と、省令第 2 2 条第 2 項中「規定」とあるのは「規定並びに長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 5 年長崎市条例第 号）第 4 条の規定」とする。

（暴力団員等の排除）

第 4 条 軽費老人ホームの設置者の役員及び施設長は、長崎市暴力団排除

条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

2 軽費老人ホームは、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、軽費老人ホームA型について準用する。

（身体的拘束等の報告）

第5条 省令第17条第4項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

2 前項の規定は、軽費老人ホームA型について準用する。

（委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準に係る条例の規定形式を見直したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 1 4 号議案

長崎市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

長崎市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 5 年長崎市条例第 8 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 8 0 条第 1 項の規定に基づき、本市における福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

（福祉ホームの設備及び運営に関する基準）

第 3 条 次条に定めるもののほか、法第 8 0 条第 1 項の規定により条例で定める福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 6 号。以下「省令」という。）に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

（暴力団員等の排除）

第 4 条 福祉ホームの設置者の役員及び管理人は、長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

2 福祉ホームは、長崎市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、福祉ホームの設備及び運営に関する基準に係る条例の規定形式を見直したいので、この条例案を提出する。

第 1 1 5 号議案

長崎市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める 条例

長崎市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 5 年長崎市条例第 7 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 8 0 条第 1 項の規定に基づき、本市における地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準)

第 3 条 次条に定めるもののほか、法第 8 0 条第 1 項の規定により条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 5 号。以下「省令」という。）に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

(暴力団員等の排除)

第 4 条 地域活動支援センターの設置者の役員及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

2 地域活動支援センターは、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準に係る条例の規定形式を見直したいので、この条例案を提出する。

第 1 1 6 号議案

長崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

長崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年長崎市条例第 4 8 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 8 6 条第 1 項並びに第 8 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市における指定介護老人福祉施設の入所定員並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 9 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

（入所定員）

第 3 条 法第 8 6 条第 1 項の条例で定める数は、3 0 人以上とする。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準）

第 4 条 次条から第 7 条までに定めるもののほか、法第 8 8 条第 1 項及び第 2 項の規定により条例で定める指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、省令第 3 条第 1 項第 1 号イただし書中「、2 人」とあるのは、「2 人と、入所者のプライバシーに配慮していると認められる場合は 2 人以上 4 人以下」とする。

(暴力団員等の排除)

第5条 指定介護老人福祉施設の開設者の役員及び管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。
(身体的拘束等の報告)

第6条 省令第11条第5項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

2 前項の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。
(記録の保存)

第7条 省令第37条第2項の規定によるほか、指定介護老人福祉施設は、施設介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該施設介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。

2 前項の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。
(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

理 由

本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等に係る条例の規定形式を見直したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 1 7 号議案

長崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する
基準を定める条例

長崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
を定める条例（平成 2 4 年長崎市条例第 4 9 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 9 7 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、本市における介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 4 0 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第 3 条 次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第 9 7 条第 1 項から第 3 項までの規定により条例で定める介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

（暴力団員等の排除）

第 4 条 介護老人保健施設の開設者の役員及び管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

2 介護老人保健施設は、長崎市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する

暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。

(身体的拘束等の報告)

第5条 省令第13条第5項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

2 前項の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。

(記録の保存)

第6条 省令第38条第2項の規定によるほか、介護老人保健施設は、施設介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該施設介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第3号に掲げる記録を保存しなければならない。

2 前項の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に係る条例の規定形式を見直したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 1 8 号議案

長崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例

長崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 0 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「旧法」という。）第 1 1 0 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市における指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 4 1 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準）

第 3 条 次条から第 6 条までに定めるもののほか、旧法第 1 1 0 条第 1 項及び第 2 項の規定により条例で定める指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

（暴力団員等の排除）

第 4 条 指定介護療養型医療施設の開設者（その者が法人であるときは、その役員）及び管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条

例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。

(身体的拘束等の報告)

第5条 省令第14条第5項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

2 前項の規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。
(記録の保存)

第6条 省令第36条第2項の規定によるほか、指定介護療養型医療施設は、施設介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該施設介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。

2 前項の規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。
(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準に係る条例の規定形式を見直したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 1 9 号議案

長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 5 年長崎市条例第 1 0 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 4 2 条第 1 項第 2 号、第 7 0 条第 2 項第 1 号、第 7 2 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 7 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市における指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 7 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

（申請者の要件）

第 3 条 法第 7 0 条第 2 項第 1 号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、当該法人及び法人でない者であつて暴力団員等でな

いものとする。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 次条から第9条までに定めるもののほか、法第42条第1項第2号、第72条の2第1項第1号及び第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準(省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省令第28条 第3項第5号	する	し、その評価を行い必要な措置を講じる
省令第39条 の3	前節	前節(第8条第2項から第6項まで及び第36条の2を除く。)
省令第105 条の3	第8条から	第8条第1項、第9条から
	前節(前節(第98条第1号、第3号及び第4号、第104条の2第2項及び第3項並びに
省令第140 条の15	第36条の2第2項	第36条の2
	第4節(第4節(第125条第2項、第128条第2項、第129条、第130条

		第 3 項から第 5 項まで、 第 1 3 1 条第 2 項、第 1 3 2 条、第 1 3 5 条、第 1 3 8 条第 2 項、第 1 3 9 条の 2 第 2 項第 1 号並 びに
--	--	--

(暴力団員等の排除)

第 5 条 指定訪問介護事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。

2 指定訪問介護事業所は、長崎市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前 2 項の規定は、次に掲げる事業について準用する。

- (1) 共生型訪問介護の事業
- (2) 基準該当訪問介護の事業
- (3) 指定訪問入浴介護の事業
- (4) 基準該当訪問入浴介護の事業
- (5) 指定訪問看護の事業
- (6) 指定訪問リハビリテーションの事業
- (7) 指定居宅療養管理指導の事業
- (8) 指定通所介護の事業
- (9) 共生型通所介護の事業
- (10) 基準該当通所介護の事業
- (11) 指定通所リハビリテーションの事業
- (12) 指定短期入所生活介護の事業
- (13) ユニット型指定短期入所生活介護の事業

- (14) 共生型短期入所生活介護の事業
- (15) 基準該当短期入所生活介護の事業
- (16) 指定短期入所療養介護の事業
- (17) ユニット型指定短期入所療養介護の事業
- (18) 指定特定施設入居者生活介護の事業
- (19) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業
- (20) 指定福祉用具貸与の事業
- (21) 基準該当福祉用具貸与の事業
- (22) 指定特定福祉用具販売の事業

(地域との交流)

第6条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るよう努めなければならない。

2 前項の規定は、前条第3項各号（第2号から第7号まで、第11号及び第20号から第22号までに限る。）に掲げる事業について準用する。

(記録の保存)

第7条 省令第39条第2項の規定によるほか、指定訪問介護事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。

2 前項の規定は、第5条第3項各号（第3号から第5号まで、第7号、第14号及び第19号を除く。）に掲げる事業について準用する。

3 第1項の規定は、第5条第3項第3号、第4号及び第7号の事業について準用する。この場合において、第1項中「並びに同項第1号及び第2号」とあるのは、「及び同項第1号」とする。

4 第1項の規定は、第5条第3項第5号の事業について準用する。この場合において、第1項中「及び第2号」とあるのは、「、第2号及び第4号」とする。

5 第1項の規定は、第5条第3項第14号の事業について準用する。この場合において、第1項中「並びに同項第1号及び第2号」とあるのは、「及び同項第2号」とする。

6 第1項の規定は、第5条第3項第19号の事業について準用する。この場合において、第1項中「第2号」とあるのは、「第7号」とする。
(廊下の基準)

第8条 省令第124条第7項第1号の規定にかかわらず、定員29人以下の指定短期入所生活介護事業所における廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

2 前項の規定は、第5条第3項第13号の事業について準用する。
(身体的拘束等の報告)

第9条 省令第128条第5項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

2 前項の規定は、第5条第3項各号（第13号及び第15号から第19号までに限る。）に掲げる事業について準用する。
(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に係る条例の規定形式を見直したい。
- 2 指定訪問介護の基本取扱方針に係る基準等を見直したい。
- 3 その他所要の整備をしたい。

第 1 2 0 号議案

長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 5 年長崎市条例第 4 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 4 7 条第 1 項第 1 号、第 7 9 条第 2 項第 1 号並びに第 8 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市における指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 8 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

（申請者の要件）

第 3 条 法第 7 9 条第 2 項第 1 号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない法人とする。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）

第 4 条 次条及び第 6 条に定めるもののほか、法第 4 7 条第 1 項第 1 号並びに第 8 1 条第 1 項及び第 2 項の規定により条例で定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令

の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

(暴力団員等の排除)

第5条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

(記録の保存)

第6条 省令第29条第2項の規定によるほか、指定居宅介護支援事業者は、居宅介護サービス計画費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス計画費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。

2 前項の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等に係る条例の規定形式を

見直したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 2 1 号議案

長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 5 年長崎市条例第 1 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 7 8 条の 2 第 1 項及び第 4 項第 1 号、第 7 8 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 7 8 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市における指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員、指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 4 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

（入所定員）

第 3 条 法第 7 8 条の 2 第 1 項の条例で定める数は、2 9 人以下とする。

（申請者の要件）

第 4 条 法第 7 8 条の 2 第 4 項第 1 号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定する暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない法人又は暴力団員等でない病床を有する診療所を開設している者（複合

型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第5条 次条から第10条までに定めるもののほか、法第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定により条例で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省令第37条 の3	第3条の7から	第3条の7第1項、第3条の8から
	前節（	前節（第26条第1号から第3号まで、第5号及び第6号、第34条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに
省令第82条 の2第1項	定期的に避難、救出その他必要な訓練を	避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を1月に1回
省令第132 条第1項第1 号イただし書	、2人	2人と、入所者のプライバシーに配慮していると認められる場合は2人以上4人以下

(暴力団員等の排除)

第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる事業又は施設について準用する。

- (1) 指定夜間対応型訪問介護の事業
- (2) 指定地域密着型通所介護の事業
- (3) 共生型地域密着型通所介護の事業
- (4) 指定療養通所介護の事業
- (5) 指定認知症対応型通所介護の事業
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護の事業
- (7) 指定認知症対応型共同生活介護の事業
- (8) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業
- (9) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (10) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
- (11) 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業

(地域との交流)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るよう努めなければならない。

2 前項の規定は、前条第3項第1号の事業について準用する。

(記録の保存)

第8条 省令第3条の40第2項の規定によるほか、指定定期巡回・随時

対応型訪問介護看護事業者は、地域密着型介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該地域密着型介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録及び同項第1号から第3号までに掲げる記録を保存しなければならない。

2 前項の規定は、第6条第3項各号（第4号、第6号及び第11号を除く。）に掲げる事業又は施設について準用する。この場合において、第1項中「及び同項第1号から第3号まで」とあるのは、「並びに同項第1号及び第2号」とする。

3 第1項の規定は、第6条第3項第4号の事業について準用する。この場合において、第1項中「及び同項第1号から第3号まで」とあるのは、「並びに同項第1号及び第3号」とする。

4 第1項の規定は、第6条第3項第6号の事業について準用する。

5 第1項の規定は、第6条第3項第11号の事業について準用する。この場合において、第1項中「及び同項第1号から第3号まで」とあるのは、「並びに同項第1号、第2号、第4号及び第6号」とする。

（消火設備の基準）

第9条 省令第67条第1項に規定する消火設備の基準は、スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を設けることとする。

2 前項の規定は、第6条第3項第11号の事業について準用する。

（身体的拘束等の報告）

第10条 省令第73条第6号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

2 前項の規定は、第6条第3項各号（第7号から第11号までに限る。）に掲げる事業又は施設について準用する。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に係る条例の規定形式を見直したい。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針に係る基準等を見直したい。
- 3 その他所要の整備をしたい。

第 1 2 2 号議案

長崎市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める 条例

長崎市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年長崎市条例第 4 9 号) の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 4 6 第 5 項の規定に基づき、本市における地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準)

第 3 条 次条及び第 5 条に定めるもののほか、法第 1 1 5 条の 4 6 第 5 項の規定により条例で定める地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準は、介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「省令」という。）第 1 4 0 条の 6 6 に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

(暴力団員等の排除)

第 4 条 地域包括支援センターの設置者の役員は、長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

2 地域包括支援センターは、長崎市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

(職員に関する基準)

第5条 地理的条件その他の条件を勘案して、地域包括支援センターの担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上となる場合に、当該地域包括支援センターに配置すべき職員及びその員数には、省令第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる職員に、次の表の左欄に掲げる第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数を加えるものとする。

第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上7,000人未満	専らその職務に従事する常勤の省令第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者のうちから1人
第1号被保険者の数がおおむね7,000人以上8,000人未満	省令第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者のうちから2人 (うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
第1号被保険者の数がおおむね8,000人以上9,000人未満	専らその職務に従事する常勤の省令第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者のうちから2人
第1号被保険者の数がおおむね9,000人以上	省令第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者のうちから3人 (うち2人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準に係る条例の規定形式を見直したい。
- 2 地域包括支援センターの職員の配置に係る基準を見直したい。
- 3 その他所要の整備をしたい。

第 1 2 3 号議案

長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 5 年長崎市条例第 1 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 5 4 条第 1 項第 2 号、第 1 1 5 条の 2 第 2 項第 1 号、第 1 1 5 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 1 1 5 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市における指定介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 5 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

（申請者の要件）

第 3 条 法第 1 1 5 条の 2 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない法

人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる介護予防
居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問
看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーシ
ョン若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、
当該法人及び法人でない者であって暴力団員等でないものとする。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護
予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基
準)

第4条 次条から第9条までに定めるもののほか、法第54条第1項第2
号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4
第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護予防サービス等の
事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予
防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令に定める基準(省
令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

2 前項の場合において、省令第166条中「第53条の9第2項」とあ
るのは「第53条の9」と、「第4節(」とあるのは「第4節(第13
3条第2項、第139条第2項、第141条第2項第1号及び」と、「
第5節」とあるのは「第5節(第144条第1号から第6号まで、第1
45条第3項から第5項まで、第146条第2項、第147条及び第1
50条を除く。)」とする。

(暴力団員等の排除)

第5条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、暴力団員等であ
ってはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業所は、長崎市暴力団排除条例第2条第
1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなけ

ればならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。

- (1) 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業
- (2) 指定介護予防訪問看護の事業
- (3) 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の事業
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーションの事業
- (6) 指定介護予防短期入所生活介護の事業
- (7) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業
- (8) 共生型介護予防短期入所生活介護の事業
- (9) 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業
- (10) 指定介護予防短期入所療養介護の事業
- (11) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業
- (12) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業
- (13) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業
- (14) 指定介護予防福祉用具貸与の事業
- (15) 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業
- (16) 指定特定介護予防福祉用具販売の事業

(地域との交流)

第6条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るよう努めなければならない。

2 前項の規定は、前条第3項各号（第6号から第13号までを除く。）に掲げる事業について準用する。

(記録の保存)

第7条 省令第54条第2項の規定によるほか、指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録及び同項第1号に掲げる記録を保存しなければならない。

2 前項の規定は、第5条第3項第1号及び第4号の事業について準用する。

3 第1項の規定は、第5条第3項第2号の事業について準用する。この場合において、第1項中「及び同項第1号」とあるのは、「並びに同項第1号、第2号及び第4号」とする。

4 第1項の規定は、第5条第3項各号（第3号、第5号から第7号まで及び第9号から第12号までに限る。）に掲げる事業について準用する。この場合において、第1項中「及び同項第1号」とあるのは、「並びに同項第1号及び第2号」とする。

5 第1項の規定は、第5条第3項第8号の事業について準用する。この場合において、第1項中「同項第1号」とあるのは、「同項第2号」とする。

6 第1項の規定は、第5条第3項第13号の事業について準用する。この場合において、第1項中「及び同項第1号」とあるのは、「並びに同項第1号及び第7号」とする。

7 第1項の規定は、第5条第3項第14号及び第15号の事業について準用する。この場合において、第1項中「及び同項第1号」とあるのは、「並びに同項第1号及び第6号」とする。

8 第1項の規定は、第5条第3項第16号の事業について準用する。この場合において、第1項中「及び同項第1号」とあるのは、「並びに同項第1号及び第5号」とする。

(廊下の基準)

第8条 省令第132条第7項第1号の規定にかかわらず、定員29人以下の指定介護予防短期入所生活介護事業所における廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

2 前項の規定は、第5条第3項第7号の事業について準用する。

(身体的拘束等の報告)

第9条 省令第136条第2項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

2 前項の規定は、第5条第3項各号（第7号及び第9号から第13号までに限る。）に掲げる事業について準用する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

1 本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サー

ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に係る条例の規定形式を見直したい。

- 2 指定介護予防訪問看護の基本取扱方針に係る基準等を見直したい。
- 3 その他所要の整備をしたい。

第 1 2 4 号議案

長崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

長崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 5 年長崎市条例第 1 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 1 2 第 2 項第 1 号並びに第 1 1 5 条の 1 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市における指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 6 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

（申請者の要件）

第 3 条 法第 1 1 5 条の 1 2 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定

する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない法人とする。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第4条 次条から第8条までに定めるもののほか、法第115条の14第1項及び第2項の規定により条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、省令第58条の2第1項中「定期的に避難、救出その他必要な訓練を」とあるのは、「避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を1月に1回」とする。

（暴力団員等の排除）

第5条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

（記録の保存）

第6条 省令第40条第2項の規定によるほか、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、地域密着型介護予防サービス費の支払を受けた日

から5年間、当該地域密着型介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。

2 前項の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、同項中「並びに同項第1号及び第2号」とあるのは、「及び同項第1号から第3号まで」とする。

3 第1項の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

(消火設備の基準)

第7条 省令第48条第1項に規定する消火設備の基準は、スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を設けることとする。

(身体的拘束等の報告)

第8条 省令第53条第2項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

2 前項の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に係る条例の規定形式を見直したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 2 5 号議案

長崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

長崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 6 年長崎市条例第 4 8 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 5 9 条第 1 項第 1 号、第 1 1 5 条の 2 2 第 2 項第 1 号並びに第 1 1 5 条の 2 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市における基準該当介護予防支援及び指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 7 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

（申請者の要件）

第 3 条 法第 1 1 5 条の 2 2 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない

法人とする。

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第4条 次条及び第6条に定めるもののほか、法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令に定める基準(省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

(暴力団員等の排除)

第5条 指定介護予防支援事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。

(記録の保存)

第6条 省令第28条第2項の規定によるほか、指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス計画費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。

2 前項の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に係る条例の規定形式を見直したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 2 6 号議案

長崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

長崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 3 0 年長崎市条例第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 1 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、本市における介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 3 0 年厚生労働省令第 5 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第 3 条 次条から第 7 条までに定めるもののほか、法第 1 1 1 条第 1 項から第 3 項までの規定により条例で定める介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、省令に定める基準（省令第 4 5 条第 1 項及び第 2 項に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省令第 5 条第 2 項第	身体	ブザー又はこれに代
---------------	----	-----------

10号		わる設備を設けるとともに、身体
省令第45条第3項	前項第4号及び第5号	長崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（令和5年長崎市条例第 号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号
省令第45条第4項	前3項	前項及び条例第7条
省令附則第11条	及び第45条第2項第5号ロ	の規定及び条例第7条第2項第2号イ

（暴力団員等の排除）

第4条 介護医療院の開設者（その者が法人であるときは、その役員）及び管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

2 介護医療院は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。

（身体的拘束等の報告）

第5条 省令第16条第5項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

2 前項の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。

(記録の保存)

第6条 省令第42条第2項の規定によるほか、介護医療院は、施設介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該施設介護サービス費の受給に係る従業者の勤務の体制に関する記録並びに同項第1号及び第3号に掲げる記録を保存しなければならない。

2 前項の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。

(施設)

第7条 ユニット型介護医療院は、法に定めるもののほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) サービス・ステーション
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、法に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) ユニット

ア 共同生活室

(7) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準と

すること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

イ 洗面設備

(ア) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ウ 便所

(ア) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

(2) 浴室

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に係る条例の規定形式を見直したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 2 7 号議案

長崎市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

長崎市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年長崎市条例第 7 9 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号。以下「法」という。）第 6 8 条の 5 第 1 項の規定に基づき、本市における無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第 3 4 号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

（無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準）

第 3 条 次条に定めるもののほか、法第 6 8 条の 5 第 1 項の規定により条例で定める無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、省令第 6 条第 3 項中「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員」とあるのは、「長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定する暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等」とする。

（暴力団員等の排除）

第4条 無料低額宿泊所は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第12条に規定する暴力団員若しくは暴力団関係者を利することのないようにしなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準に係る条例の規定形式を見直したいので、この条例案を提出する。

第 1 2 8 号議案

長崎市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

長崎市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号。以下「法」という。）第 3 9 条第 1 項の規定に基づき、本市における保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

（保護施設の設備及び運営に関する基準）

第 3 条 次条から第 7 条までに定めるもののほか、法第 3 9 条第 1 項の規定により条例で定める保護施設の設備及び運営に関する基準は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和 4 1 年厚生省令第 1 8 号。以下「省令」という。）に定める基準（省令第 1 0 条第 2 項に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省令第 6 条の 2 第 1 項	入所者	利用者
省令第 1 0 条 第 6 項第 3 号	は、ゆるやかにする	を緩やかにする等高齢者 等への配慮を行う

省令第16条 第3項	採暖	採暖及び熱中症対策
---------------	----	-----------

(暴力団員等の排除)

第4条 保護施設の設置者の役員及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

2 保護施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

(基本方針)

第5条 保護施設は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

(秘密保持等)

第6条 保護施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 保護施設は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(医療保護施設の運営)

第7条 医療保護施設は、医療法（昭和23年法律第205号）その他医療に関する法令に基づき適切に運営しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

本市独自の基準の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、保護施設の設備及び運営に関する基準に係る条例の規定形式を見直したいので、この条例案を提出する。

第 1 2 9 号議案

災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等に関する条例（昭和 5 7 年長崎市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 2 条第 3 号中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第 4 4 条」を「第 2 6 条の 8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改める。

第 3 条第 1 号中「災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「災害派遣手当等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 9 月 1 日以後に支給する特定新型インフルエンザ等対策派遣手当について適用する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。

第 1 3 0 号議案

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例の一部改正)

第 1 条 長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例(昭和 3 9 年長崎市条例第 2 3 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例

第 1 条中「並びに督促手数料」を削る。

第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「第 2 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改め、同条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条中「並びにこれに係る督促手数料及び」を「及びこれに係る」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条中「第 5 条」を「第 4 条」に改め、同条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

附則第 2 項中「第 4 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に改める。

(長崎市税条例の一部改正)

第 2 条 長崎市税条例(昭和 2 5 年長崎市条例第 5 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「督促手数料、延滞金」を「延滞金」に改める。

第 1 1 条の見出しを「(督促)」に改め、同条第 2 項を削る。

(長崎市道路占用料条例の一部改正)

第 3 条 長崎市道路占用料条例(昭和 3 8 年長崎市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例」を「長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例」に改める。

(長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業東長崎矢上地区土地
区画整理事業施行条例の一部改正)

第4条 長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業東長崎矢上地区
土地区画整理事業施行条例(昭和51年長崎市条例第39号)の一部を
次のように改正する。

第22条の見出し及び同条第1項中「督促手数料及び」を削り、同条
第4項中「督促手数料及び」を削り、「長崎市使用料等の延滞金及び督
促手数料に関する条例」を「長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する
条例」に改める。

(長崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第5条 長崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和52年長崎
市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出し及び同条第1項中「督促手数料及び」を削り、同条
第4項中「督促手数料及び」を削り、「長崎市使用料等の延滞金及び督
促手数料に関する条例」を「長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する
条例」に改める。

(長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業東長崎平間・東地区
土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第6条 長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業東長崎平間・東
地区土地区画整理事業施行条例(平成12年長崎市条例第37号)の一
部を次のように改正する。

第28条の見出し及び同条第1項中「督促手数料及び」を削り、同条
第4項中「督促手数料及び」を削り、「長崎市使用料等の延滞金及び督

促手数料に関する条例」を「長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例」に改める。

（長崎市集落排水処理施設条例の一部改正）

第7条 長崎市集落排水処理施設条例（平成12年長崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第24条の見出し及び同条第1項中「督促手数料及び」を削り、同条第4項中「督促手数料及び」を削り、「長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例」を「長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例」に改める。

（長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業長崎駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部改正）

第8条 長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業長崎駅周辺土地区画整理事業施行条例（平成21年長崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第28条の見出し及び同条第1項中「督促手数料及び」を削り、同条第4項中「督促手数料及び」を削り、「長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例」を「長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例」に改める。

（長崎市債権管理条例の一部改正）

第9条 長崎市債権管理条例（令和3年長崎市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例」を「長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例」に、「第4条」を「第3条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例第3条及び第2条の規定による改正前の長崎市税条例第11条第2項の規定により発した督促状に係る督促手数料並びに第4条の規定による改正前の長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業東長崎矢上地区土地区画整理事業施行条例第22条第1項、第5条の規定による改正前の長崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例第10条第1項、第6条の規定による改正前の長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業東長崎平間・東地区土地区画整理事業施行条例第28条第1項、第7条の規定による改正前の長崎市集落排水処理施設条例第24条第1項及び第8条の規定による改正前の長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業長崎駅周辺土地区画整理事業施行条例第28条第1項に規定する督促をした場合の督促手数料については、なお従前の例による。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

督促手数料に係る収納事務の状況等を総合的に勘案し、督促手数料を廃止したいので、この条例案を提出する。

第 1 3 1 号議案

長崎市手数料条例の一部を改正する条例

長崎市手数料条例（平成 1 2 年長崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 6 5 号中「又は第 3 条の 3 第 1 項」を「、第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 2 号）の施行の日から施行する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、事業譲渡による旅館業の営業者の地位の承継に係る手数料の額を定めたいので、この条例案を提出する。

第 1 3 2 号議案

長崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

長崎市旅館業法施行条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号、第 4 号及び第 9 号中「洗い場」を「洗場」に改める。

第 3 条第 2 項第 2 号中「第 1 項各号」を「前項各号」に改める。

第 6 条中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 2 号）の施行の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定及び第 3 条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条文の整理をする必要があるのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 3 3 号議案

長崎市空家等対策の推進に関する条例及び長崎市老朽危険空家等を除却した土地に係る納税義務者の固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例

(長崎市空家等対策の推進に関する条例の一部改正)

第 1 条 長崎市空家等対策の推進に関する条例(平成 2 5 年長崎市条例第 1 6 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「第 6 条第 3 項」を「第 7 条第 1 2 項」に改める。

(長崎市老朽危険空家等を除却した土地に係る納税義務者の固定資産税の減免に関する条例の一部改正)

第 2 条 長崎市老朽危険空家等を除却した土地に係る納税義務者の固定資産税の減免に関する条例(令和 5 年長崎市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 1 4 条第 2 項」を「第 2 2 条第 2 項」に、「同法第 3 条」を「同法第 5 条」に改める。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 5 0 号)の施行の日から施行する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。

第 1 3 4 号議案

長崎市火災予防条例の一部を改正する条例

長崎市火災予防条例（昭和 3 7 年長崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項第 3 号の 2 中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。

第 1 1 条の 2 第 1 項第 4 号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第 1 3 条第 1 項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が 1 0 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 1 0 キロワット時を超え 2 0 キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 2 に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第 1 3 条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第52条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ	14キロワット以 下	100	15 (注4)	15	15 (注4)
				据置型レ ンジ	21キロワット以 下	100	15 (注4)	15	15 (注4)
		不燃	開放式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ	14キロワット以 下	80	0		0

			据置型レンジ	21キロワット以下	80	0		0
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器		100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器		80	30		30
上記に分類されないもの			使用温度が800度以上のもの		250	200	300	200
			使用温度が300度以上800度未満のもの		150	100	200	100
			使用温度が300度未満のもの		100	50	100	50

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び改正後の長崎市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び

第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備の位置、構造及び管理に関する基準等を見直す必要があるので、この条例案を提出する。

第 1 3 5 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
事務用ノートパソコン	3 3 4 台

令和 5 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

場所にとらわれない多様な働き方を可能とし、庁内における事務の効率化を図るため、事務用ノートパソコンを購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

事務用ノートパソコンの概要

- 1 O S Windows 10 Pro
- 2 C P U インテル Core i3 4.5GHz
- 3 メインメモリ 16GB
- 4 ストレージ SSD 256GB

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

第 1 3 6 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 西浦上小学校改築主体工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 2, 1 0 2, 5 3 3, 0 8 6 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 7 年 3 月 1 4 日まで
- 5 相 手 方 親和土建・長崎土建・武藤建設特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市魚の町 3 番 3 6 号

株式会社親和土建

代表取締役 川 島 邦 元

長崎市出島町 4 番 2 号

株式会社長崎土建工業所

代表取締役社長 上 山 信 宏

長崎市浜口町 1 4 番 1 0 号

武藤建設株式会社

代表取締役 武 藤 剛

令和 5 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

西浦上小学校改築主体工事の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0

万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

西浦上小学校改築主体工事の概要

1 工事場所 大手1丁目

2 工事内容

(1) 建築物の構造及び種別 鉄筋コンクリート造4階建

玄	関	3				
昇	降	口	1			
普	通	教	室	20		
便		所	19			
更	衣	室	14			
資	料	室	3			
図	工	室	1			
倉	庫	教	材	室	5	
ホ	ー	ル	2			
屋	上	プ	ー	ル	1	
(25メートル、5コース)						
控		室	2			
ア	リ	ー	ナ	1		
防	災	用	具	庫	1	
脱	衣	室	2			
家	庭	科	室	1		
家	庭	科	準	備	室	1
理		科	室	1		
理	科	準	備	室	1	

多	目	的	室	3				
児	童	会	室	1				
倉			庫	3				
函	書		室	1				
音	楽		室	1				
音	楽	準	備	室	1			
監	視		室	1				
掃	除	用	具	入	5			
機	械		室	3				
配	膳		室	1				
教	育	相	談	室	1			
放	送		室	2				
用	具		庫	1				
ス	テ	ー	ジ	1				
オ	ー	プ	ン	ス	ペ	ー	ス	1
特	別	支	援	教	室	5		
通	級	指	導	教	室	1		
保	健		室	1				
洗	面	・	脱	衣	室	1		
シ	ャ	ワ	ー	室	4			
物			入	2				
校	長		室	1				
職	員		室	1				
印	刷		室	1				
事	務		室	1				

湯	沸	室	1
会	議	室	1
庁	務	員	作
		業	室
			1
カ	ウ	ン	セ
		リ	ン
		グ	室
			1
育	友	会	室
			1
メ	モ	リ	ア
		ル	コ
		ー	ナ
		ー	1

(2) 建築物の面積 建築面積 3,116.95平方メートル
延べ面積 7,836.87平方メートル

(3) その他 昇降機設備工事 一式
外構工事 一式

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 1 3 7 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 西浦上小学校改築管工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 2 5 3, 0 3 3, 0 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 7 年 3 月 1 4 日まで
- 5 相 手 方 長崎市西山 2 丁目 1 1 番 1 号
株式会社 K I Y O
代表取締役 本 田 一 馬

令和 5 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

西浦上小学校改築管工事の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

西浦上小学校改築管工事の概要

- | | | | |
|---|------|--------|----|
| 1 | 工事場所 | 大手1丁目 | |
| 2 | 工事内容 | 衛生器具設備 | 一式 |
| | | 給水設備 | 一式 |
| | | 排水設備 | 一式 |
| | | 給湯設備 | 一式 |
| | | 消火設備 | 一式 |
| | | ガス設備 | 一式 |
| | | 濾過設備 | 一式 |
| | | 雨水利用設備 | 一式 |
| | | 空気調和設備 | 一式 |
| | | 換気設備 | 一式 |

第 1 3 8 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 西浦上小学校改築電気工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1 9 5, 6 1 0, 8 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 7 年 3 月 1 4 日まで
- 5 相 手 方 長崎市大浦町 9 番 5 号
株式会社東光電気
代表取締役 馬 場 克 也

令和 5 年 9 月 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

西浦上小学校改築電気工事の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

西浦上小学改築電気工事の概要

1	工事場所	大手1丁目	
2	工事内容	電 灯 設 備	一式
		動 力 設 備	一式
		構内情報通信網設備	一式
		構 内 交 換 設 備	一式
		情 報 表 示 設 備	一式
		映 像 ・ 音 響 設 備	一式
		拡 声 設 備	一式
		誘 導 支 援 設 備	一式
		テレビ共同受信設備	一式
		監 視 カ メ ラ 設 備	一式
		火 災 報 知 設 備	一式
		構 内 配 電 線 路	一式
		構 内 通 信 線 路	一式
		受 変 電 設 備	一式

第139号議案

工事の請負契約の一部変更について

令和5年3月15日に議会の議決を得て締結した長崎駅周辺土地区画整理事業高架広場撤去工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 434,729,900円

4 工期 議会の議決を得た日から令和6年10月11日まで

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理由

長崎駅周辺土地区画整理事業高架広場撤去工事の請負契約については、桁等の塗膜にポリ塩化ビフェニルが含まれていることが判明したため、当該塗膜を除去する必要性が生じたこと等により工事の設計を変更したことに伴い、契約の金額及び工期を変更する必要があるため、この議案を提出する。

「参 考」

(令和5年3月15日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 長崎駅周辺土地区画整理事業高架広場撤去工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 325,181,931円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和6年9月6日まで
- 5 相 手 方 長興・加藤特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市三原1丁目5番43-809号

長興産業株式会社

代表取締役 村 山 和 紀

長崎市竹の久保町20番9号

加藤産業株式会社

代表取締役 加 藤 博 文

第140号議案

(仮称)長崎市中部学校給食センター整備運営事業に係る契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 (仮称)長崎市中部学校給食センター整備運営事業の実施
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 13,992,442,674円(金利変更、物価変動及び食数変動により改定された場合は、改定後の額)
- 4 契約の期間 議会の議決を得た日から令和23年7月31日まで
- 5 相手方 長崎市岡町9番1号
株式会社長崎中部学校給食サービス
代表取締役 嶋田達哉

令和5年9月1日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

(仮称)長崎市中部学校給食センター整備運営事業については、当該施設の買入に係る予定価格が1億5,000万円以上であるため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

「参 考」

(仮称)長崎市中部学校給食センター整備運営事業の概要

- 1 事業の場所 川平町
- 2 事業内容 設 計 業 務
建設・工事監理業務
開業準備業務
維持管理業務
運 営 業 務

「参 照」

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

	千円
法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	都道府県 500,000
	〔略〕
	市（指定都市を除く。） 150,000
	〔略〕